



にしごう

広報にしごう第184号
昭和61年4月1日

VOL.4

■村のうごき 人口14,766人(+37) 男7,447人(+14) 女7,319人(+23) 世帯数3,591戸(+7) 3月1日現在()は対前月比



仰げば尊し

おもな内容	
鈴木村政2期目のスタート	2~3
一の又地区防災訓練	4
水生生物による水質の簡易調査結果	5
保険料(年金)の納め忘れはありませんか	6~7
お知らせ	8

先生、在校生に見送られ校舎に別れを告げる川谷中の卒業生たち(3月14日)

鈴木村政二期目のスタート!!

農工商一体の村づくり

西郷村長・村議会議員補欠選挙が、去る二月二十五日に告示され三月二日(日)に、村内十一ヶ所の投票所で一斉に投票が行われました。

この選挙は、私たち村民の生活に最も関係が深いものでありましたが、当日の有権者数は一万二千五百七十七人(男五千九百九十一人、女五千六百六十六人)で投票率は八八・九五%と前回の選挙

よりやや、下回った結果となりました。

開票は午後七時から文化センターに於て行われ即日開票の結果、新村長に現職の鈴木平作氏、村議会議員に新人の伊藤忠氏がそれぞれ選ばれました。

三月六日午前十時、村長は職員等の出迎えを受け初登庁いたしました。このあと議場に於て全職員を前に訓示を行い、「農工



商一体の調和のとれた健康な村づくり」を目指し鋭意努力すると力強く抱負を述べ、鈴木村政二期目の出発となりました。

就任のあいさつ

昭和六十一年、第一回定例会の開会にあたり、私が二期目の村長選挙に当選し、初めての定例会でありますので、村政執行にあたっての所信の一端を申し上げたいと存じます。

はじめに、村議会議員に当選されました伊藤忠さんにお祝いを申し上げます。

さて、今回の任期満了によります村長選挙に於きまして、私は五日間の短い選挙期間ではありましたが、多くの村民の方々と、お話し合いをしそして、私の考え方を訴え約束をして参りました。それは、村政執行の三つの心構えであります。

一つには、初心に帰りより以上の幸せを守り、心の通う血の通う村政であります。

二つには、本当の「清潔」を貫き、信頼される村政を築き上げることです。

三つには、差別のない、わだかまりのない、公正な村政を執行して参ることです。

この三つの柱を私の政治理念として約束をして参りました。公約の実現に努力して参る所存であります。

まず村政の進め方があります。公正にして建設的対話の姿勢を政治信条として、思いつきでない長期的展望に立った調和のとれた「ふるさと西郷村」づくりであります。

まず第一に明るく住みよい西郷村を作ることです。それには、

- 1 ふるさと西郷村の限りない発展を図るために西郷村振興計画を早期に完成し、長期的展望に立った村政を執行することです。
- 2 西郷村は緑ときれいな空気と豊富な水がキャッチフレーズであるだけに自然を汚すことは絶対許してはならない、このことから自然保護と地域開発に努

め、調和のある村造りの推進であります。

3 新幹線新白河駅西口駅前開発の早期完成であります。これは、既に関係者の協力を得て順調な進捗を見ておりますが、更に完成を早め一日も早く西郷村の玄関口としての開発を進めなければなりません。新白河駅周辺が近代的商店街へと開発をすることによって、甲子高原、台上高原の開発の基点となるばかりでなく、県南地方の玄関とすることができると考えるからであります。

4 新幹線道路及び各集落間の道路整備の推進であります。生活に直結した生活道路の整備はもろんであります。長期的展望に立った各集落をつなぐ道路として本村の助骨道路の整備を促進することです。

5 上下水道の整備拡充であります。生活用水の確保はなんと云っても一番大切であります。現在取り組んでおります上水道第一次五ヶ年計画をまづ強力に推進し、部分的には見直しも必要でありますので、これ等を含め一日も早く完成するよう進めて参りたいと考えております。下水道につきましては、白河市

とタイアップした広域下水道計画の促進はもちろんであり、当面生活環境の整備を含め生活に直結した用排水路の整備が急務でありますので、このことに力を入れて行きたいと考えております。

第二に、人づくりは「教育」であります。豊かな人づくりのために次の事を具体的に進めて参る所存であります。

1 村民の希望に応じて村立幼稚園の建設であります。本村の幼児については、まだ相当数白河市の幼稚園に通園することをよぎなくされております。これ等の実情を踏まえて、昨年十二月十三日五千三百余名の大多数の署名による陳情を受けておりますので、これの実現を図らなければなりません。

2 小中学校老朽校舎の新築の促進であります。このことについては、既にご承知の通りであります。川谷小中学校に於いては、六十一年度に設計の予算処置をいたしておりますが、米小学校に於いても敷地の造成が早期に着手出来るよう努めなければなりません。

更に熊倉小学校に於いては、生徒数の増加により特別教室がな

い状態でありますので、川谷小中、米の次に計画を進めて行く考えであります。

3 社会教育施設の充実促進であります。健康で明るい西郷村づくりを進めるには、子供からお年寄りまでスポーツを通じての健康作りが大切であります。

それには、スポーツの振興を図らなければなりません。現在ソフト球場にナイターが整備されておりますが、既に消化出来ない状態になっており、更に野球に於いても職業の多様化に伴って、早朝だけでは振興が図れない状態にあり野球の出来るナイター施設の整備が急務であります。又お年寄りが主に楽しんでおりますゲートボールも屋根付きのゲートボール場を整備することによって更に振興を図って行きたいと考えております。

4 公民館活動の充実であります。文化センターを中心として各集落の公民館をより活用して生涯教育を更に推進し、旧軍馬補充部建物を取得しましたので、この建物の活用を図り資料館としてうずもれた民俗資料を後世に大切に残さなければなりません。それ等の努力によって豊かな教育と文化の香り高い村づく

りを進めて参る所存であります。第三に、パイオ時代にマッチした近代農業対策の推進であります。現在の農業行政は国際的視野に立った指導が必要であり

ます。一時期の様に物を作れば良いと言う時代ではなくなりました。我国の農業も国際情勢からして米国の経済成長率の鈍化と巨額の貿易赤字の継続、欧州の高失業率の背景に保護貿易主義への圧力は非常に高まりをみせていることはご承知の通りであります。この様な情勢の下、

政府は保護貿易主義を押し止し経済の拡大均衡を通じて経済摩擦の解消を図るため昨年の七月「市場アクセス改善のためのアクションプログラム」を策定し、市場開放の早期実現の推進を定めたところであります。このこと

によって農産物輸入の自由化拡大は必至であります。これ等の情勢に打ち勝つ農業の行政指導を積極的に進めて行かなければなりません。国内的に見ても生産者米価の抑制、自主流通米助成の縮減、転作奨励金依存からの早期脱却など臨調に於いても食糧制度の全面的な合理化を迫っております。更に財界に於いても農業過保護論を背景に、

米価、食糧制度の全面的な合理化を求めているところであります。

この様な状況から今後の水田利用再編対策に対処するためにも、まづは場整備事業を更に強力に推進して、水田の汎用化を図り経営の近代化を進めて行く考えであります。このことによつて、中核農家育成と農業後継者の育成を図り足腰のねばり強い農家づくりをはかつて行く所存であります。

第四に、雇用の拡大、いわゆる働き場所の確保であります。四年前にも公約として企業誘致の積極的推進を申し上げたところでありますが、その結果関係皆様のご協力によりまして、約二十社の誘致を見ることが出来たわけであります。昨年十月の国勢調査に於ける人口の伸び率は十四・七%と県下九十市町村中第一位の伸びを示したことは、

村民と共に喜びとすると、村にありますが、更に既存企業に活力を与え、引き続き積極的に企業の誘致を図って参る考えであります。そのことによつて農業・商業・工業の調和のとれた振興を推進して参る所存であります。

第五に、観光開発への積極的取り組みであります。西部広域農道の促進をはじめ、国道二八九号線、甲子工区も既に約二十・二%の進捗を見ておるとこ

ろであります。国の直轄工事による早期完成により広域的観光ルートの位置づけを図り、入込客数の増加に資したいと考えております。又新甲子地区への家族旅行村建設も今年度から工事に着手出来る様になりましたが、このことが甲子高原開発の

原動力となり、中心的な役割を果たすだけに慎重にしかも積極的に早期完成を図って参る考えであります。西郷村の甲子地区を中心とした爽快な自然は、正に本村が誇り得る天然の財産であります。この恵まれた自然を破壊することのない様な開発を基本として推進する考えであります。

第六に、村民の生活を守る福祉行政の充実であります。社会福祉行政は誠に広範囲に及び、かつその内容は、多岐に亘っております。行革の中でもバラまき福祉に論議集中したところでありますが、私は過保護福祉であつては、真に愛情のある福祉行政ではないと考えます。児童

福祉も大切です。母子福祉も大切です。しかし、私は現在の西郷村を築いてくれたお年寄りと心身障害者等の社会的経済的弱者の保護こそ村政の重要な使命との認識から、お年寄りには健康な毎日を、そして弱者のために愛情ある福祉対策に力を入れることよって幸せな、しかも平等な村民の生活を守ることであると考えるものであります。

第七に、福島空港の早期開港の推進であります。前に申し上げて参りました、農業政策の近代化、工場誘致の推進、更に観光開発には、密接に関連して参りますので真剣に取り組まなければなりません。農業政策を一つの例にとつても航空輸送は、農産物出荷範囲を増大し、そのことよって国内全域の市場が出荷可能範囲となり大都会向けの農業経営転換が可能となるわけで、足腰のあるねばり強い農家の育成には、福島空港は必須の条件であり、更に強力に運動を展開する考えであります。

第八に、村民の生命と財産を守って下さる消防団員のみならず感謝申し上げながら消防施設の充実強化と、交通事故防止は至上命令と受け止めて居りま

す。交通安全対策は一四、七六六人の村民が一丸となつて取り組まなければなりません。

以上、大別して八項目に渡る重点目標として所信の一端を申し上げましたが、その他の事業につきましても行財政の諸情勢を判断して十分な配慮をして参る所存であります。

更に地方自治体の行政需要は行革などの厳しい要請の中でも膨張的傾向にあり、これを縮小することは誠に至難であります。したがうしまして、議会議員の皆さんはもちろんであります、全職員ともども一体となつて健全財政を堅持しながら最少の経費で最大の効果の上がるよう「健康で明るく豊かな村づくり」を基本としてふるさと西郷村づくりを執行して参る所存でありますので、議員の皆さんにおかれましてはこの実情を深くご理解を賜り、絶大なるご支援とご叱正をお願い申し上げます。村長就任の所信表明といたします。

ウワツッ 火事だあー

一の又地区防災訓練

春の全国火災予防運動の一環として三月九日、一の又地区総合防災訓練が西郷分署員、消防団第六分団一―五班(一の又、甲子、川谷、芝原、伯母沢)第七分団一班(原中)の約八十名により太陽の国管理センターを中心に行われました。

当日は、村内を二班に分かれて消防ポンプ車で火災予防啓蒙パレードを行ったあと、午前十時より管理センター前に於て鈴

春の全国火災予防運動の一環として三月九日、一の又地区総合防災訓練が西郷分署員、消防団第六分団一―五班(一の又、甲子、川谷、芝原、伯母沢)第七分団一班(原中)の約八十名により太陽の国管理センターを中心に行われました。



スパイクタイヤをはきかえましょう
はきつぶしはしないようにしましょう

調査結果

調査項目	①	②	③
1. 調査地点	①	②	③
2. 調査年月日	60. 8. 22	60. 7. 17	60. 8. 28
3. 時刻	13:30	13:30	13:30
4. 天候	はれ	はれ	はれ
5. 水温(℃)	20.0	20.0	23.0
6. 川幅(m)	10	10	5
7. 生物を採取した場所	3	3	3
8. 生物採取場所の水深(cm)	100	80	58
9. 流速	F	M	F
10. 川底の状態	4	3	3
11. 指標生物の出現状況			
1. ウズムシ類			
2. サワガニ	○		
3. ブユ類			
4. カワゲラ類	○	○	○
5. ナガレトビケラ・ヤマトビケラ類			
6. ヒラタカゲロウ類	●	●	●
7. ヘビトンボ類	○		○
8. 5.以外のトビケラ類			○
9. 6.11.以外のカゲロウ類			
10. ヒラタドロムシ			
11. サホコカゲロウ			
12. ヒル類			○
13. ミズムシ			
14. サカマキガイ			
15. セスジュスリカ			
16. イトミミズ類			
12. 水質階級の判定	きれいな水	きれいな水	きれいな水
13. 環境基準の類型	A	A	A

※流速F…非常に速い (60cm/秒以上)
M…速い (30-60/秒ぐらい)



【訂正】広報三月号六ページ「健康保険と厚生年金保険の加入が義務付けられます」のグラフで間違いがありました。下図のように訂正してお詫びします。

訂正のおしらせ

強制適用業種	※非適用業種	
5人以上 法人の事業所または事務所 個人の (5人以上)	法人の事業所 (5人以上) 事務所	個人の事業所 事務所 (5人以上)
5人未満 個人の事業所 事務所 (5人未満)	法人の事業所 事務所 (5人未満)	個人の事業所 事務所 (5人未満)
個人	法人	個人

(注) 非適用業種の5人以上の法人の事務所は現在も適用対象

阿武隈川 水生生物による水質の簡易調査結果まとまる!!

環境庁では、五十九年度から全国の各種機関団体等の協力を得て実施しているものであり、六十年年度調査において、西一中の自然観察クラブ員(指導者、根本富夫先生)十名が参加協力されました。今までの河川の水質調査は、化学分析による調査のみでありましたが、この調査は、川底の水生生物の生息を調べることに、河川の汚れを判定しようというものであります。この程調査結果がまとまりましたのでお知らせします。(別表のとおり) 結果をみると、岩根橋付近では、きれいな水・きれいな河川ということになります。西一中の自然観察クラブ員の皆さん及び指導された先生方に厚くお礼を申し上げます。住民の方々も、きれいな川を守るため、御協力をお願いいたします。

労働保険加入事業主の皆さんへ

昭和六十一年度の労働保険の年度更新をする時期がまじりました。四月初めに局、又は県から送付される申告書用紙と記入要領をよくお読みください。五月十五日までに自主申告、自主納付を最寄りの金融機関、郵便局、労働基準監督署、福島労働基準局又は県雇用保険課に手続きをされますようお願いいたします。

また、期日までに申告できるよう賃金台帳等を整備しておかれますようお願いいたします。

昭和六十一年三月
事業主各位
福島労働基準局
福島県商工労働部

保険料の納め忘れはありませんか!?

国民年金



おくと将来年金が受給でき

なくなるようなこともありませんので充分気をつけて下さい。

ご存知のように今年の四月一日より

昭和六十年度の国民年金保険料は、納められたでしょうか。もし納め忘れのある人は、すぐに納入して下さい。保険料が未納になつていますと万一自分が障害になつたり、家族が母子家庭になつたりしたとき短期給付(障害年金、母子年金、遺児年金等)が受けられなくなつてしまいます。せっかく国民年金に加入されていてもこの様な不利な取扱いになります。

また、未納期間をそのままにして

がこの制度では、受給する年金額を一定(昭和五十九年度価格で年額六十万円)し保険料を納入しなかつた期間(未納期間)は、その分だけ年金額が減額される仕組みです。受給するためにはもちろん二十五年以上保険料納入期間が必要で、十五年以上保険料納入期間が必須です。新年金制度では、会社に勤めている方、役所等に勤めている方、またそれぞれの扶養となつてゐる方も国民年金に加入することになり本当の皆年金制度になつたと言えるでしょう。自分の年金ですので積極的に納入するよう心がけて下さい。

昭和六十一年度の保険料が決定!!

— 定額七、一〇〇円、付加七、五〇〇円に —

昭和六十一年度の保険料が次のように決りましたのでお知らせいたします。納入は二ヶ月に一回納付で六期に分かれていきます。一期の保険料は一四、二〇〇円(付加一五、〇〇〇円)となります。

また年間の前納制度もありますのでご利用下さい。

- 1、保険料月額
 - (1) 昭和六十一年度 七、一〇〇円
 - (2) 昭和六十二年度 七、四〇〇円

厚生年金に加入されている方及び 共済組合の組合員の夫により 扶養されている皆さんへ

● 第三号被保険者の届出のお願い

◆ 今年の四月からは「第三号被保険者」として全員加入

い加入者(この加入者のことを「第三号被保険者」といいます)として全員が国民年金に加入し、老齢基礎年金などを受けることができるようになります。なお、現行の国民年金に加入されていた方の加入期間はそのまま国民年金の加入期間として引き継がれます。

◆ 市区町村にお届けが必要で

す 第三号被保険者にあてはまる方の保険料は、その夫の加入する共済組合が拠出金という形で負担する仕組みになっています。今まで国民年金に加入されている方も加入されていない方も保険料を納める必要はありません。その代わり、市区町村に届け出て確認を受けなければなりません。この手続きを忘れずと納めないでよいのに保険料を納めていただくことになったり、将来年金を受けられなくなつたりしますので十分注意してください。

◆ 今年の四月からの改正にそな

えて届出用紙をお配りします 社会保険庁では、今年の四月からの改正にそなえて、共済組合等加入者の場合第三号被保険者にあてはまる方にあらかじめ

今年の四月からスタートする新国民年金では、夫が共済組合の加入者でその夫から扶養されている二十歳以上六十歳未満の方は、保険料を納める必要のな

届出用紙をお配りし必要な届出をしていただくことといたしました。又厚生年金等加入者の場合は、村から届出用紙を送付いたします。大切な届出ですので期限内にお届けをお忘れなく。

なお、届出用紙をお配りするにあたっては、十分注意していただきますが、あなたが、

- ① 現在、厚生年金、船員保険や共済組合の加入者
- ② 大正十五年四月一日以前（一日も含まれません）に生まれた方
- ③ 主として夫の収入により生計を維持していない方（具体的には、あなたが共済組合の短期（医療）給付又は厚生年金加入者の場合は、健康保険証などの被扶養者でないような場合）

④ 農業者年金の加入者のどれか一つにでもあてはまるときはお届けは不要です。

※ なお、妻より扶養されている夫の場合も同様ですので、この場合は「夫」を「妻」と読み替えてください。

届出のしかた

(1) お配りした「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種

別確認（第三号被保険者該当届書」に所要事項を記入し、夫の勤務先で確認（押印）を受けたうえ、

① 現在、国民年金に加入されている方は今年の三月三十一日までに役場住民課年金係窓口へ提出してください。（郵送でかまいません。）

② 国民年金に加入されたことのない方、前に加入されていたが今は加入されていない方は、今年の四月一日から五月一日までに（三月三十一日までは国民年金に加入されている方のみのお届けを取り扱うこととしています。）役場、住民課年金係窓口へ提出してください。（郵送でかまいません。）

この場合に、年金手帳をお持ちになつておられるときは、あわせて提出してください。

※ なお、夫の勤務先が届書のとりまとめと提出の代行を行っている場合には夫の勤務先に提出してください。

(2) なお、夫の勤務先で確認を受けられない場合には、届書に次の書類を添えて役場住民課年金係窓口へ持参してください。

共済組合	添えていただく書類
私立学校教職員	私立学校教職員共済組合員証（又は私立学校教職員共済組合員資格証及び健康保険被保険者証）
農林漁業団体職員	健康保険被保険者証及び農林漁業団体職員共済組合の組合員証
国家公務員等地方公務員	共済組合員証（又は遠隔地被扶養者証若しくは船員被扶養者証）
地方職員の団体組合員	健康保険被保険者証及び地方職員共済組合団体組合員証

（注）農林漁業団体職員共済組合の加入者のうち国民健康保険の被保険者等は市区町村国民年金担当窓口にご相談ください。また、地方公務員共済組合の加入者のうち医療保険が健康保険組合となっている方は、共済組合員証等に代えて健康保険被保険者証を添えてください。

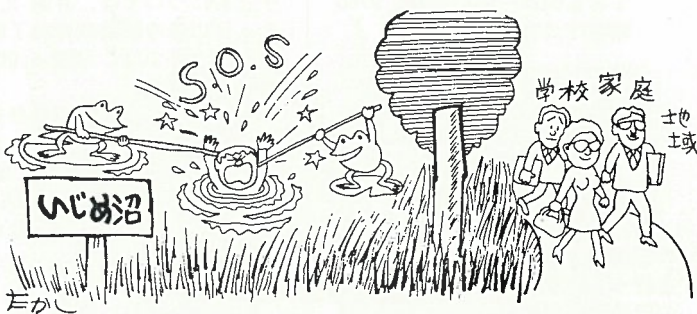
◆変更の場合はお届けが必要ですよ

この届出は、今年の四月一日から第三号被保険者として取り扱われるために届出をしていただくものです。

届出をしていただいた後、夫から扶養されなくなったとき、あなた自身が収入を得ることとなったとき、離婚したときなど、夫が退職し組合員資格がなくなったとき、転職により加入

年金制度が変わったときは、その旨を必ず役場住民課年金係に届け出てください。（届出がありませんと将来の年金に不利が生ずることがあります。）

なお、国民年金に加入されている方で、今年三月三十一日までに届出をしていただいた方は、その届出内容に変更がなければ、今年四月一日以降あらためて第三号被保険者の届出をしていただく必要はありません。



目立たぬいじめにもつと気遣いを……

★ この届出に関してわからないことがございましたら、役場住民課年金係窓口または最寄りの社会保険事務所におたずねください。

さわやか 君

西村 京



昭和61年度「環境大学」の 開催について

環境庁では、公務員及び一般市民を対象に、昭和61年度環境週間行事の一環として6月6日から7日の2日間「環境大学」を開催します。

これは、行政機関と民間協力団体及び国民が、共通のテーマで話し合う場を設けることによって、相互に環境保全について認識を深めることを目的とするもので、カリキュラムの中心テーマに、最近国民の関心が高まりつつある「環境教育」をとりあげ、「環境教育を考える」と題して、講義、野外観察会及び研究会を行うものです。詳細は、次のとおりです。

1. 主催
環境庁、埼玉県、所沢市

2. 協力
財)日本環境協会、財)日本自然保護協会、財)日本野鳥の会
3. 協賛
財)国立公園協会
財)自然公園美化管理財団
財)国民休暇村協会
4. 日程
昭和61年6月6日(金)午前11時から6月7日(土)午後1時まで一泊二日
5. 会場
環境庁公害研修所
〒359 埼玉県所沢市並木3-3
6. 対象・定員

(1) 国、都道府県及び市町村の環境行政担当職員	50人
(2) 民間ボランティア及びボランティア活動等に興味のある人	50人

なお、この他に、講義及び野外観察会のみの日帰り参加をする一般市民も受け付けます。 40人



7. 費用
食費(夕・朝食分)と雑費で合計1,200円を当日受付で徴収します。(一泊の人のみ)
受講料・宿泊料は、無料です。
8. 応募期限
5月10日必着
9. 申し込み及び問い合わせ先
〒359埼玉県所沢市並木3-3
TEL 0429-94-9303、9766
環境庁公害研修所

無職証明の

廃止について

無職証明は担当地区の民生委員の確認にもついでに税務課で証明を行っていましたが行政管理庁の行政監査報告のなかで「民生委

員が要保護以外の者について生活状態を調査することは、行き過ぎである」と指摘があり、また証明は公簿による証明が原則でありますので、本年4月1日からは無職証明を行わないことになりました。詳細については税務課でお問い合わせ下さい。☎25-1111(内線251~3)

児童手当

昭和61年6月1日から
2人目の子どもにも
支給されます

—新しい児童手当 制度について—

新制度は、18歳未満の児童を2人以上養育している人(そのうち1人以上が義務教育就学前の児童)に児童手当が支給されます。

なお、新制度は昭和61年6月から実施しますが、段階的に支給対象が変わり、昭和63年4月から制度が完成されます。

- 昭和61年6月1日から
昭和62年3月31日まで

児童手当の受給資格と支給額

●受給資格者

昭和59年6月2日以後に生まれた児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育していること、又は義務教育終了前の児童を含む18歳未満の児童を3人以上養育していること。

なお、児童については、自分の子どもである必要はありません。その子を養育していれば受給要件を満たすことになります。

前年の収入が一定の額以上の方は児童手当は受けられません。

●支給額

児童手当の額は、2人目の2歳未満(昭和61年6月1日現在)の子どもについては、月額2,500円、3人目以降の義務教育終了前の子どもについては、月額5,000円が支給されます。

受給資格のある方でまだ支給されていない方、制度改正により新たに受給資格が生じる方、現在受給の方で額が増額となる方は、すぐに住民課福祉係で手続きをしてください。

●問い合わせ

電話 25-1111 内線 242